

# ケース&確認書類で学ぶ

# 相続手続き

# ゼミナール


執筆：税理士事務所SBL所長・税理士

## 八木正宣

会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所SBLを開設。企業支援と相続関連業務に強み

### Study 8 相続人に未成年者がいるケース

当店の預金者について、遺産分割協議書をもとに相続預金の名義変更を依頼されました。その際、相続人に未成年者がいると言われたのですが、この場合、どんな点に留意すべきでしょうか。

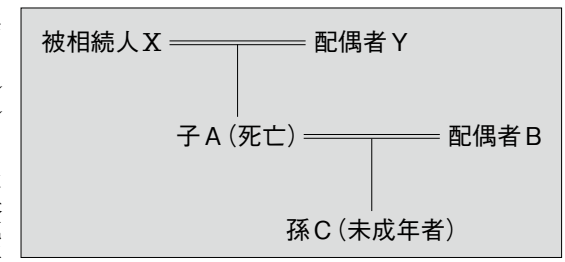


**民法**により、未成年者とは20歳未満で婚姻経験がない者とされています。法律行為は原則として、法定代理人が未成年者に代わって行うか、未成年者が自分で行う場合には法定代理人の同意が必要です。同意を得ずに未成年者が単独で行った法律行為は取り消すことができます。これは、未成年者は心身の発育が不十分で物事を判断する能力が十分でないため、保護する必要があると考えられているからです。

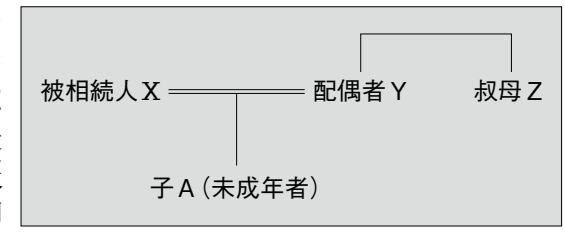
一方、相続が発生した場合、未成年者であっても相続人としての権利が得られます。しかし、未成年者は単独で法律行為ができない

ため、法律行為に該当する遺産分割協議や相続預金の名義変更手続きは原則として法定代理人により行われることとなります。仮に未成年者が法定代理人の同意を得ずに、遺産分割協議に参加し相続人間で合意に至ったとしても、後で取り消されれば混乱が生じます。すなわち、有効な遺産分割協議とするためには、法定代理人による代理が必要ということになります。

図表1 親権者が未成年者を代理する場合



図表2 特別代理人が未成年者を代理する場合



①親権者が代理する場合  
未成年者の法定代理人の代表格は親権者です。図表1は、親権者である父母が未成年者である子の代理として遺産分割協議に参加する一例です。相続人Aがすでに死亡しているために、その子であるCが「代襲相続」で被相続人Xの相続人となります。この場合、C

②特別代理人を選任する場合  
親権者である父あるいは母が未成年者の子とともに相続人として遺産分割を行うこともあります。これは利益相反行為に該当し、当事者の一方の利益が他方の不利益になります。すなわち遺産分割において、相続人である父あるいは母が遺産を多く取得すると、もう一方の相続人である子の取得分は

少なくなるといふことです。民法は、利益相反行為について一方が他方を代理することを禁止しており、親権者と子が利益相反関係である場合、親権者は子のた

めに特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならぬ旨を規定しています。図表2は、これに該当するケースです。被相続人Xの配偶者Yと

特別代理人の署名押印があることを確認

特別代理人が選任されていること、またその代理権を確認

### 親権者・特別代理人の署名押印を確認

未成年者である子Aはどちらも相続人で、遺産分割において利益相反関係になります。そこで、家庭裁判所により利害関係のない叔母ZがAの特別代理人として選任されています。この場合、遺産分割協議は「配偶者Y」と「Aの特別代理人である叔母Z」で行うということになります。

の署名押印が必要です。次に、親権者または特別代理人の代理権を証明する書類を確認します。①の場合は戸籍謄本を、②の場合は家庭裁判所から交付された特別代理人選任の審判書の謄本(サンプル2)を提出してもらいます。

審判書の謄本は、遺産分割協議書(案)とセットになっています。これは、未成年者の不利益となる遺産分割がなされないよう、特別代理人選任時に家庭裁判所が許可したものです。当然、その遺産分割協議書(案)と、提出された遺産分割協議書の原本が整合していることを確認しましょう。

### サンプル1 遺産分割協議書の署名欄

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。  
平成30年8月2日  
東京都中野区東中野〇丁目〇番〇号 相続人 近代花子 ㊟  
東京都中野区東中野〇丁目〇番〇号 未成年者相続人 近代二郎  
上記 特別代理人  
埼玉県さいたま市大宮区〇〇町〇丁目〇番〇号 近代 ちかよ ㊟

### サンプル2 特別代理人選任審判書の謄本

平成30年(家)第〇〇号  
審判  
上記申立人からの特別代理人選任申立事件について、当裁判所はその申立を相当と認め、次のとおり審判する。  
主文  
被相続人 近代 太郎 (平成30年4月1日死亡)の遺産につき、別紙遺産分割協議書のとおり分割協議をするにつき、未成年者の特別代理人として下記の者を選任する。  
住 所 埼玉県さいたま市大宮区〇〇町〇丁目〇番〇号  
特別代理人 近代 ちかよ  
平成30年7月10日  
東京家庭裁判所 法務 雅彦 ㊟  
家事審判官  
以上は謄本である  
同日同庁裁判所書記官 古代 美奈子 ㊟

以上のように、相続人に未成年者がいる場合の相続手続きは、法定代理人が未成年者に代わって行わなければなりません。そのため、相続預金の名義変更手続きでは、法定代理人の確認が必要になります。不十分な確認では、金融機関の責任を問われることも考えられますので注意が必要です。まず、確認したいのが遺産分割協議書です。前記①の場合は親権者の、②の場合は特別代理人の署名押印(サンプル1)があることを確認します。相続人が未成年者の場合は本人ではなく法定代理人

## POINT

- 未成年者は単独で遺産分割協議に参加できず、親権者等の代理人を必要とする
- 未成年者相続人に代理人がいることを署名押印で確認

